

千葉市告示第570号

次の国民健康保険料にかかる書類を送達すべきところ住所・居所・事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

これらの書類は、千葉市保健福祉局医療衛生部健康保険課に保管しておりますので送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは地方税法第20条の2第3項の規定により送達があったものとみなされます。

令和8年6月24日

千葉市長 神谷 俊一

氏名(名称)	書類名
LE THANH HOP	債権差押調書(謄本) 08千保健保 第0250174号
以下余白	